

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準

入院食事療養（Ⅰ）に係る届出

当院は管理栄養士による管理の下、患者様の年齢・疾病・病状等によって適切な栄養量及び内容の食事提供を行っております。

また、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく温度管理を行った食事を適時提供させていただきます。

食事提供時間

朝食：午前7時30分 / 昼食：正午 / 夕食：午後6時

治療食の提供

必要に応じ、医師の指示の下、腎臓食・肝臓食・糖尿病食等の提供を行っております。

選択メニューの実施

※詳細は別紙「選択メニューの実施について」をご参照下さい。

食事療養負担額

一般（市民税課税世帯）の方	1食 550円
市民税非課税世帯の方	1食 270円
	（91日目以降は180円）
70歳以上で所得が一定基準以下の方	1食 130円